

平成27年9月25日

国土交通省共済組合員の皆様

被用者年金制度の一元化に伴う宿舍の現物給与化について

平成27年10月からの被用者年金制度の一元化に伴い、標準報酬の算定方法を厚生年金の制度に合わせることになりました。

これにより、これまで標準報酬の算定に含めなかった宿舍の貸与に伴う現物給与は、10月から民間企業における社宅の例にならって標準報酬の算定に加算されることとなります。この一元化後の標準報酬は、厚生年金だけでなく、新たに加わる退職等年金給付や短期給付にも適用されます。

●適用時期

平成27年10月1日から

●現物給与の計算方法

宿舍の延べ面積 × 居住面積割合 ÷ 1畳換算率 × 単価 - 宿舍使用料

- ・ 宿舍の延べ面積：宿舍貸与申請書に記載された面積
- ・ 居住面積割合：財務省から示された宿舍の延べ面積中の居住部分の割合

宿舍の延べ面積	居住面積割合
2.5㎡未満	4.1%
2.5㎡以上 5.5㎡未満	5.6%
5.5㎡以上 8.0㎡未満	6.2%
8.0㎡以上	6.6%

- ・ 1畳換算率：1.65㎡
- ・ 単価：厚生労働大臣告示で定められた、現物給与の単価（勤務地の所在する都道府県のもの）

[日本年金機構のホームページはこちら](#)

- ・ 宿舍使用料：組合員が支払っている宿舍料金

\*ただし、旧式の独身寮や世帯転用の独身寮等については、居室の畳数により計算することがあります。

【築23年の鉄筋コンクリート造Cタイプ宿舎（65㎡）の貸与を受けている場合】

・札幌市に勤務する職員の現物給与額

$$\rightarrow 65 \text{ m}^2 \times 62\% \div 1.65 \text{ m}^2 \times 870 \text{ 円} - 19,370 \text{ 円} \\ = 1,879 \text{ 円}$$

・仙台市に勤務する職員の現物給与額

$$\rightarrow 65 \text{ m}^2 \times 62\% \div 1.65 \text{ m}^2 \times 1,250 \text{ 円} - 19,370 \text{ 円} \\ = 11,160 \text{ 円}$$

・新潟市に勤務する職員の現物給与額

$$\rightarrow 65 \text{ m}^2 \times 62\% \div 1.65 \text{ m}^2 \times 1,080 \text{ 円} - 17,810 \text{ 円} \\ = 8,568 \text{ 円}$$

・東京都（特別区内）に勤務する職員の現物給与額

$$\rightarrow 65 \text{ m}^2 \times 62\% \div 1.65 \text{ m}^2 \times 2,400 \text{ 円} - 34,450 \text{ 円} \\ = 24,168 \text{ 円}$$

・名古屋市に勤務する職員の現物給与額

$$\rightarrow 65 \text{ m}^2 \times 62\% \div 1.65 \text{ m}^2 \times 1,300 \text{ 円} - 23,010 \text{ 円} \\ = 8,741 \text{ 円}$$

・大阪市に勤務する職員の現物給与額

$$\rightarrow 65 \text{ m}^2 \times 62\% \div 1.65 \text{ m}^2 \times 1,480 \text{ 円} - 23,010 \text{ 円} \\ = 13,137 \text{ 円}$$

・広島市に勤務する職員の現物給与額

$$\rightarrow 65 \text{ m}^2 \times 62\% \div 1.65 \text{ m}^2 \times 1,170 \text{ 円} - 19,370 \text{ 円} \\ = 9,206 \text{ 円}$$

・高松市に勤務する職員の現物給与額

$$\rightarrow 65 \text{ m}^2 \times 62\% \div 1.65 \text{ m}^2 \times 1,010 \text{ 円} - 17,810 \text{ 円} \\ = 6,858 \text{ 円}$$

・福岡市に勤務する職員の現物給与額

$$\rightarrow 65 \text{ m}^2 \times 62\% \div 1.65 \text{ m}^2 \times 1,150 \text{ 円} - 23,010 \text{ 円} \\ = 5,077 \text{ 円}$$

・那覇市に勤務する職員の現物給与額

$$\rightarrow 65 \text{ m}^2 \times 62\% \div 1.65 \text{ m}^2 \times 970 \text{ 円} - 17,810 \text{ 円} \\ = 5,881 \text{ 円}$$

●現物給与の対象外となる宿舎

- ・無料宿舎
- ・単身赴任者が家族を入居させている宿舎（単身赴任者本人が貸与を受けている宿舎は対象）
- ・継続長期組合員が貸与を受けている宿舎
- ・官民交流で派遣されている者が貸与を受けている宿舎

●現に宿舎に入居している職員の標準報酬

- ・本年10月1日から、宿舎は現物給与として標準報酬の算定の基となる報酬に加えられることとなりますが、この制度改革のみで標準報酬月額が変わることはありません。つまり、平成27年9月から引き続き10月以降も同じ宿舎の貸与を受けている方は、10月には現物給与額が加算されての標準報酬月額の改定はありません。
- ・本年8月以降、本俸や諸手当（扶養手当、通勤手当等）などの固定的給与が変動になった場合に、10月分以降の報酬に現物給与額が加算されて、標準報酬月額が改定されるか判断されます。（2等級以上の変動がある場合。）

●標準報酬の随時改定

本年10月1日から標準報酬の随時改定の算定方法は、厚生年金の例に合わせて変更されます。

●その他留意点

- ・現物給与額の加算は、平成27年9月25日に閣議決定された「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令」の改正により適用されました。
- ・現物給与とは、厚生年金保険法及び健康保険法により、報酬又は賞与の全部又は一部を、通貨以外のもので支払うものとされています。
- ・現物給与額は標準報酬の算定にのみ加算されますので、所得税、住民税の課税対象とはなりません。